

三原市立沼田東小学校 生徒指導規程

目的

この規程は、児童に望ましい生き方を身に付けさせるとともに、児童が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力の育成を図るためのものである。そのために、第五中学校ブロックの小中学校が同じベクトルで、保護者や地域の協力を得ながら取組をすすめるものとする。

1 登下校に関する指導

- (1) 連絡なく児童が登校しない場合は、速やかに保護者に連絡をとり状況を把握する。
- (2) 家庭を出ているにもかかわらず登校しない場合は、児童の所在把握に努めるため、速やかに家庭に連絡をとり、職員が巡回をする。
- (3) 所在把握ができずに時間が経過する場合は、保護者に連絡をとり、警察に保護願いを出すように依頼する。
- (4) 繰り返し遅刻がある場合には、保護者に連絡をとり、指導する。

2 登校後の外出に関する指導

- (1) 登校後、無断で学校外に出た場合は、職員が巡回するとともに、保護者に連絡をとり、必要に応じて警察に連絡する。
- (2) 児童を発見した後は、特別な指導（別室指導）を行う。1時間以上又は1日以上の特別な指導（別室指導）を行い、落ち着いて集団生活ができるようになって管理職等の判断のもと、学級の生活に戻ることができる。そして保護者に連絡する。
- (3) 継続する場合は、状況に応じて特別指導（別室指導）を行い、当該児童と保護者に来校してもらい指導する。

3 服装・頭髪等に関する指導

- (1) 学校生活にふさわしくない服装・髪型等については、児童と話し合い指導するとともに、保護者に連絡し、改善させる。
- (2) 学校生活にふさわしくない服装・髪型等が継続する場合は、該当児童と保護者に来校してもらい指導する。
但し、特別な事情があって保護者より申し出があった場合は、生徒指導委員会の決定を受けて対応する。
- (3) 学校生活にふさわしい服装・髪型等については、「生活のきまり」で示すものとする。

4 持ち物に関する指導

- (1) 携帯電話（スマホ）・ゲーム機・お金・装飾品・漫画、菓子等を持ってきた場合は、学校で預かり、保護者に連絡し返却する。持ち込みが続く場合は、当該児童と保護者に学校に来てもらい指導する。菓子類をもらって食べた児童も保護者に連絡する。2回以上続く場合は、当該児童と保護者に学校に来てもらい指導する。
- (2) エアガン・ナイフ類の危険な不要物、たばこ等の未成年者に認められていないものについては、学校で預かり、当該児童と保護者に来校してもらい指導する。
- (3) 学校全体で不要物の持ち込みが続く場合や危険な不要物があった場合等、状況に応じて全校、学年及び学級での持ち物検査の実施や関係機関と連携をする。

5 学習規律に関する指導

- (1) 暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩き・指導に従わない等の授業妨害については、状況に応じて1時間以上又は1日以上の特例な指導（別室指導）を行い、落ち着いて集団生活ができると管理職が判断した場合、学級の生活に戻ることができる。そして保護者に連絡する。続く場合は、状況に応じて特別指導（別室指導）を行い、当該児童と保護者に来校してもらい指導する。
- (2) エスケープについては、1時間以上又は1日以上の特例な指導（別室指導）を行い、当該児童と保護者に来校していただき指導する。
- (3) 授業に必要なものを2日以上続けて忘れる場合は、保護者に連絡する。

6 いじめ・暴力行為に関する指導

- (1) 児童のけがなどの安全確認をする。
- (2) 被害・加害児童への事実確認を複数の職員で行なう。
- (3) いじめを受けている児童の保護、救済を行なう。
- (4) いじめについては、「いじめ防止委員会」で対応策を決定し取り組む。
- (5) 加害児童は、1時間以上または1日以上の特例な指導（別室指導）を行う。その際、確認した事実に基づき、再発防止に向けた指導を行う。加害児童と保護者には来校してもらい、事実と指導内容を基に指導する。
- (6) 加害児童は、二度と繰り返し行わないこと、集団の中で落ち着いて生活できると管理職が判断した場合、学級の生活に戻ることができる。
- (7) 被害児童の保護者に事実と指導内容を報告し連携する。
- (8) 指導後の人間関係に注意を払い、経過を観察する。経過を保護者に連携する。
- (9) いじめについては、最低3カ月は、被害児童の状況を教職員間で確認し合う。
- (10) 状況に応じて、学級や学校全体での指導を行う。
- (11) 状況に応じて、警察等の関係機関と連携する。

7 問題行動に関する指導

いじめ、暴力行為、万引き、落書き、喫煙、器物破損、窃盗、家出、夜間徘徊、恐喝、薬物、爆竹等の異常な迷惑行為、誹謗中傷の書き込み、その他法律に触れる行為や警察の補導対象となる行為

上記の問題行動については、状況に応じて最低1時間以上又は1日以上の特例な指導（別室指導）を行う。当該児童と保護者に来校してもらい、事実と指導内容を説明し、学校の指導に対する協力をお願いし、関係機関と連携しながら、特例な指導（別室指導）を継続する。当該児童が繰り返し行わないこと、集団の中で落ち着いて生活できると、管理職の判断した場合、学級の生活に戻るることができる。

8 器物破損に関する指導

- (1) 当該児童に対して、状況に応じて1時間以上又は1日以上の特例な指導を行う。保護者に来校してもらい、その場で、当該児童と保護者と職員で事実を確認し、指導内容を保護者に伝える。
- (2) 児童及び保護者の責任において、修理・弁償することとする。

9 校外での遊びに関する指導

- (1) 児童だけで校区外に行く、エアガンなど危ない遊びをする、他人の土地に侵入する、ゲームセンターに児童だけで行くなど、学校のきまりに記載されていることを守れない場合は、保護者に事実と指導内容を説明し、指導する。内容によっては、来校してもらう。

10 特例な指導

- (1) 法令・法規に違反する行為やその他教育上必要と認められる場合は、保護者と当該児童に来校してもらい、保護者に事実と指導内容を説明する。保護者には、学校の指導に対する協力をお願いし、関係機関と連携しながら特例な指導を行う。
- (2) 特例な指導とは、児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためのもので、一定時間（状況に応じて最低1時間以上）、別室で指導する。当該児童が、自らの言動を反省するとともに、集団の中で落ち着いて生活できると管理職が判断した場合、学級での生活に戻るることができる。

- 11 保護者からの教職員（学校）への理不尽な要求や威圧行為、業務妨害、暴力行為については、警察等の関係機関と連携する。

令和4年4月1日 作成

令和4年度見直したが生徒指導規定の変更はなし

1. 登校・下校について

- (1) 8時10分までに登校する。
- (2) 決められた通学路を通り、登校班で並んで集団登校する。
- (3) 休む場合は、学校と登校班へ連絡する。
- (4) 寄り道はしない。
- (5) 帰宅時刻は、夏季（1学期始業式～9月）18時、
冬季（10月～春休み）17時とする。
- (6) 出会った人に気持ちのよい挨拶をする。
- (7) 原則、買い食いをしない。学校の敷地内でおかしやジュースを食べたり、飲んだりしない。



2. 校内での生活について

- (1) 下校するまでは、許可なく校外に出ない。
- (2) 時間を守って行動する。
- (3) 登校したら荷物を所定の位置に片付ける。また、名札を付け、帰る時に外す。
- (4) 校舎の裏側や山、駐車場、斜面では遊ばない。花壇に入らない。
- (5) 履物（靴箱、トイレのスリッパ）をそろえる。
- (6) 廊下・階段は、右側を静かに歩く。
- (7) 黙って時間いっぱい掃除をする。
- (8) 用事のない教室には入らない。用事がある場合は、許可を得て入る。
- (9) 給食準備中は、全員マスクを着用し、読書などをして、自分の席で静かに待つ。
- (10) 給食当番は、必ずエプロン・帽子・マスクを着ける。
- (11) 給食後は、歯磨きまたはうがいをする。



3. 服装・頭髪について

- (1) 「制服のきまり」に基づいて制服等を着用する。（裏面）
~~※夏季の衣替えを6月1日とし、移行期間として5月中を設定します。~~
~~※冬季の衣替えを11月1日とし、移行期間として10月中を設定します。~~
※季節、気温、体調に応じて衣替えをする。
- (2) パーマ・染色・脱色・長さの差が極端にあるツーブロック・
剃り込み（ライン含む）など特異な髪形は禁止します。
- (3) 前髪は、目にかからないようにします。（ピンなどで留めるのは良い。）
- (4) 後髪は、肩に掛からないようにします。それより長い髪は結ぶ。
- (5) ゴムひも・ピンは、飾りのない黒・茶・紺とする。
- (6) ミサンガは禁止します。
- (7) 体操服は、紺色のハーフパンツ・白色のシャツ・赤白帽子を着用する。
 - ・ 体育の学習、運動系のクラブ活動は必ず体操服を着用して受ける。
 - ・ 体操服の下に肌着を着る場合は、体操服を着たときに、首元や袖口から肌着が見えないように着る。
 - ・ タイツは体操服の中に着用しない。
- (8) 水泳の授業では、原則スクール水着・水泳帽子を着用する。



4. 持ち物について

(1) 学習に必要なでないものは持ってこない。

・文房具

【1・2学年】ふで箱、鉛筆5～6本、消しゴム

定規（目盛りの部分が透明で読みやすい物）、

赤鉛筆、青鉛筆、名前ペン

【3～6学年】ふで箱、鉛筆5～6本、消しゴム、

定規（目盛りの部分が透明で読みやすい物）、名前ペン

赤鉛筆・青鉛筆又は、

赤ペン・青ペン（ノック式、多色ボールペンは不可）

蛍光ペン（3色、3本まで）

※学習のさまたげになるようなものは持って来ない。

例えば…ねり消し、香りつき、太すぎる消しゴム、占い鉛筆、

折りたたみ式のさし

※カンペンケースは不可。シャープペンは不可（1～5年生）。

・携帯電話、アドレス帳、メモ帳、本、マンガ、ゲーム、カード、
お金などを校内に持ち込まない。

・キーホルダー（ランドセルや筆箱に付けない）、シールを持ってこない。

・お守り、家の鍵はランドセルの中に入れて学校で出さないようにする。

・筆箱は、固い素材で箱型のものを使う。（3年生からは柔らかいものも可）

・お道具箱【1・2学年】箱型のもの 【3～6学年】袋型のもの

(2) 持ち物には、名前を書く。文房具などのやり取り・交換はしない。

5. 冬のくらしについて

(1) ポケットに手を入れて歩かない。寒い場合は、手袋を着用する。

(2) 手袋、ネックウォーマー、マフラーは登下校中のみ着用してもよい。登校後は、
外してランドセルの中に入れる。

(3) 周りの音が聞こえにくく危険なため、耳当ては禁止する。

(4) カイロは持って来ても良いが、ポケットの中に入れて、出さない。家に持ち帰って処分する。

(5) 教室内では、原則として上着をぬぐ。

(6) 寒い場合は、座布団を持って来ても良い。（ひざかけは不可）

6. 安全でよりよい生活を送るための注意点

(1) 子どもだけで校区外に出ない。

(2) 遊びに出かけるときは、行き先・帰る時刻を家の人に言う。

(3) 帰宅時刻を守る。

(4) 留守の家では、子どもだけで遊ばない。

(5) 友だちどうしでのおごり合い・お金の貸し借りはしない。

(6) ゲーム機・ゲームソフトの貸し借りをしない。

(7) 遊びに出かけて出たごみは、持ち帰る。

(8) 危険な遊び（火遊び、エアガン など）をしない。

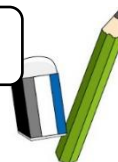
(9) 子どもだけで、川や池・水路で遊ばない。

(10) 交通ルールを守る。（自転車に乗るときは、ヘルメットの着用が望ましい）

(11) 不審者に出会ったときは、「いかのおすし」を守る。また、不審電話には応じない。
電話がかかったら、そのことをすぐに家の人・学校に連絡する。

(12) 用水路のせきを取らない。

学年に応じて決定する。



制服のきまり

れいわ ねん がつ にち かいてい
(令和5年1月1日より改定)

児 童 用	
上 衣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紺色・ダブルボタン・襟なし (イートン上着) ○ 白色ポロシャツ ワンポイント可, 襟なしのTシャツは不可 半袖・長袖は自由 ※冬期は, 上着の下にのみ, セーター・ベスト・トレーナーの着用 可 (黒・紺・グレー・白などを基調とした華美でないものが望ましい。)
ズ ボン ・ ス カ ー ト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紺色の半ズボン (上着と同じ生地) ・ 上着と同じ生地 ・ ジーンズやジャージは不可 ○紺色のスカート (上着と同じ生地) 肩ひも付きのプリーツスカート ○スカートの下の紺色無地のパンツ (エンジェルパンツ) ・色は紺・黒・ベージュ
靴 ・ 靴 下	<ul style="list-style-type: none"> ○靴下はスクールソックス 色は白・黒・紺 の無地 <ul style="list-style-type: none"> ・ひざ下までの丈のもの くるぶしソックスは不可 ・ワンポイント 可 ・柄物は不可 ○靴は, 運動靴 色は白を基調としたもの <ul style="list-style-type: none"> ・厚底, ハイカット等の運動に適していないものは不可 ・ラインの色やワンポイントは可 ・マジックテープ, 紐は自由
帽 子	<ul style="list-style-type: none"> ○キャップまたは, ハット型のスクール帽子 色は紺 ※代理店で購入
防 寒 服	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期に制服の上着の上に着用可 色等のきまりはなし ○登下校時に着用し, 学校では制服で過ごす。

※制服の夏用半ズボン, 夏用スカートの着用は自由です。(型は上記のもので, 夏用生地)